

保護者 様

豊田市立西広瀬小学校
校長 山田 知恵

地震および風水害の対応について

清明の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと思います。日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。地震および風水害の場合、児童の登下校および給食については、下記のとおりになります

記

災害の発生や警報が発令されている場合きずなネットによる連絡がなくても、 の対応をお願いします。

1 豊田市で震度5弱以上の地震が発生した場合および大雨による土砂災害や河川の氾濫に関する豊田市からの「警戒レベル3（高齢者等避難）」の発表された場合

（＊土砂災害・・・避難発令単位は猿投台中学校区）

（＊河川の氾濫・・・避難発令単位は町単位で西広瀬町・枝下町）

- （1）登校する前に豊田市で震度5弱以上の地震発生および大雨による土砂災害や河川の氾濫に関する豊田市からの「警戒レベル3（高齢者等避難）」の発表された場合

安全に登校可能と判断できるまでは、登校させないでください。

登校させる場合は、きずなネット等で連絡します。

- （2）登校後に地震の発生および「警戒レベル3（高齢者等避難）」の発表された場合

即時、授業を中止し、保護者の迎えによる速やかな下校になります。きずなネット等で連絡します。

2 豊田市西部、西三河北西部、愛知県西部、愛知県全域に暴風警報および特別警報が発令された場合

（＊特別警報・・・大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報等）

- （1）午前6時を過ぎても暴風警報が発表されている場合

登校させないでください。休校となります。

なお、午前6時まで解除された場合は、平常授業となります。

- （2）登校後に暴風警報が発表された場合

- ① 安全に下校可能と判断したときは、速やかに下校させます。
- ② 状況によっては、児童の安全のため、校内に留め置く場合もあります。なお、対応の状況は、きずなネット等で連絡します。

3 豊田市で震度5弱以上の地震が発生した場合および大雨による土砂災害や河川の氾濫に関する豊田市からの「警戒レベル3（高齢者等避難）」の発表された場合の給食について

- （1）豊田市で震度5弱以上の地震が発生した場合は、給食は中止となります。

- （2）大雨による土砂災害や河川の氾濫に関する豊田市からの「警戒レベル3（高齢者等避難）」の発表が午前6時までに解除されない場合は、当日の給食は中止となります。

4 暴風警報および特別警報が発令された場合の給食について

特別警報および暴風警報が午前6時までに解除されない場合は、当日の給食は中止となります。

5 その他

- ・警報は発令されていないが、大雨等異常気象（ゲリラ豪雨等）により児童の安全確保が困難と判断した場合、休校や授業を中止して下校させる場合があります。きずなネット等で連絡します。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」が発令された場合、豊田市で対応を検討し、教育委員会から各学校へ対応の指示が出されます。その指示に基づいてきずなネット等で連絡します